

非補助土地改良事業資金融通事務処理要領

昭和40年10月15日農地B第3274号
最終改正 令和5年3月31日4農振第3487号

(農林省) 農地局長から
各地方農政局長
各都道府県知事 } 宛て

第1 非補助土地改良事業の定義

この要領において非補助土地改良事業とは、国の補助の対象とならない土地改良事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号。以下「災害復旧暫定措置に関する政令」という。)第3条による災害復旧事業費の決定を受け、補助金交付の決定の通知を受けるまでに行われる災害復旧事業を含む。)で、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの借入金により行うものをいう。

第2 貸付対象事業

- (1) かんがい排水事業
畑地かんがい事業、温水施設事業及びその他のかんがい排水事業
- (2) 維持管理事業
- (3) 耕地整備事業
ほ場整備、暗渠排水事業、客土、農道事業(単独の農道舗装を含む。)、索道事業、畦畔整備、床締（ベントナイトを含む。）、心土耕、石れき除去、酸性きょう正等
- (4) 農地造成事業
ア 開田、開畑、埋立て、干拓、干拓整地
イ アに掲げる事業（開田を除く。）と併せて施行される優良牧草の導入
- (5) 防災事業
防災ため池事業、老朽ため池事業、たん水防除事業、湖岸堤防事業、特殊排水事業及び土砂崩壊防止事業等
- (6) 農地保全事業
- (7) 農業集落排水事業
- (8) 災害復旧事業

第3 貸付条件

1 利率

(1) 軽減利率適用の事業

第2に掲げる貸付対象事業のうち、昭和33年10月8日付け33農地第3814号(管)「非補助土地改良事業助成措置要綱」（以下「要綱」という。）に基づく利子の軽減の対象となる事業（以下「利子軽減対象事業」という。）として、都道府県知事の選定又は地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長。第4の1の(1)、第5の2及び第6を除き、以下同じ。）の認定を受けた事業については、公庫の業務方法書の定めるところによる。

(2) 非補助一般利率適用の事業

第2に掲げる貸付対象事業であって第3の1の(1)に掲げる事業以外の事業については、公庫の業務方法書の定めるところによる。

2 貸付けの相手方

貸付けの相手方は、次に掲げる者とする。ただし、(3)及び(4)に掲げる者にあつては、第2の(7)の事業について貸付けを行う場合に限る。

- (1) 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - (2) 農業を営む者
 - (3) 農業を営む者及び(1)に掲げる者がその構成員又は資本金(基本財産を含む。)につき原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体
 - (4) 農業を営む者若しくは農業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農業の振興を目的とするもの
- 3 貸付金額の限度
- 貸付金額の限度は、当該年度に借入者が負担する額を最高限度とし、50万円(ただし、災害復旧事業にあつては10万円)を最低限度とする。
- 4 償還期限及び据置期間
- 償還期限は、25年以内(据置期間を含む。)とし、据置期間は、10年以内とする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項に規定する場合であつて、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸し付けにあつては、令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限り、償還期限は、28年以内(据置期間を含む。)とし、据置期間は、13年以内とする。

第4 貸付事業の審査及び手続

1 非補助土地改良事業計画等の審査

(1) 事業主体による事業計画書等の提出

土地改良法(昭和24年法律第195号)による非補助土地改良事業を施行しようとする者は、土地改良事業計画書及びその他審査に必要な書類(以下「事業計画書等」という。)を都道府県知事(事業の施行に係る地域又は土地改良区が二以上の都府県にわたる場合は地方農政局長)に提出するものとする。ただし、補助事業として申請し土地改良事業計画の認可を受けた者で、あらためて非補助土地改良事業として施行しようとする場合及び災害復旧事業のうち、災害復旧暫定措置に関する政令第3条による事業費の決定を受けたものである場合は、その旨を明らかにすれば事業計画書等の提出を省略することができる。

(2) 都道府県知事の取扱い

都道府県知事は、(1)により提出された事業計画書等を受理したときは、土地改良法第8条(審査及び公告等)、第48条(土地改良事業計画の変更等)、第84条(土地改良区に関する規定の準用)、第95条(土地改良事業の開始)又は第95条の2(土地改良事業の変更等)の規定による決定又は認可に際し、土地改良事業計画の審査等を別紙の審査基準に基づいて行うものとする。ただし、市町村が行う非補助土地改良事業については、事業計画書等の受理後、速やかに土地改良事業計画の審査等を別紙の審査基準に基づいて行うものとする。

2 利子軽減対象事業の取扱い

(1) 都道府県知事の選定

ア 要綱第2の1の(1)の選定事業(以下「選定事業」という。)を施行しようとする者であつて、利子の軽減を受けようとする者は、「利子軽減対象事業選定申請書」(以下「選定申請書」という。)(様式第1号)(1の(1)により事業計画書等が提出されていない場合にあつては、選定申請書及び事業計画書等)を都道府県知事に提出し、当該事業の選定を申請するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請を受理したときは、要綱第2の1の(1)の選定及び1の(2)による審査等により適格事業を選定し、申請者及び株式会社日本政策金融公庫代表取締役

役総裁（以下「公庫総裁」という。）（公庫の直接貸付に係る事業であって公庫支店所管区域内の都道府県におけるものにあつては当該所管支店農林水産事業統轄、公庫の委託貸付に係る事業にあつては受託金融機関経由公庫総裁。以下同じ。）に、申請者に対するものにあつては様式第2号により、公庫総裁に対するものにあつては、様式第3号により通知するものとする。

ウ 都道府県知事は、イの選定に当たって、当該事業の総事業費が1億円以上のものについては、選定申請書及び事業計画書等に、別紙、審査基準に基づく審査表（以下「審査表」という。）を添付して地方農政局長に協議するものとし、地方農政局長は、この協議を受けたときは、審査の上当該事業の適否を判定し、所要の事項を記入した審査表を添付し都道府県知事に通知するものとする。

都道府県知事は、この通知を受けたときは、(1)のイの処理をするものとする。

(2) 地方農政局長の認定

ア 要綱第2の1の(2)の認定事業（以下「認定事業」という。）を施行しようとする者であつて利子の軽減を受けようとするものは、利子軽減対象事業認定申請書（以下「認定申請書」という。）（様式第1号）及び事業計画書等を都道府県知事を経由して地方農政局長に提出し、当該事業の認定を申請するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請を受理したときは、1の(2)による審査等を行い、認定申請書に意見を添えて事業計画書等とともに地方農政局長に進達するものとする。

なお、都道府県知事は、要綱第2の1の(2)のイのほ場整備事業、暗渠排水事業、かんがい排水事業及び畑地かんがい事業にあつては、これと直接関連を有する都道府県営土地改良事業又はこれに準ずる事業の事業計画概要書（以下「関連事業概要書」という。）（様式第4号）を添付するものとする。

ウ 地方農政局長は、イの申請を受理したときは、要綱第2の1の(2)の認定及び1の(2)による審査等により適格事業を認定し、所要の事項を記入した審査表を添付して都道府県知事に様式第2号により通知するものとする。

エ 都道府県知事は、ウによる認定の通知を受けたときは、申請者及び公庫総裁に、申請者に対するものにあつては様式第2号により、公庫総裁に対するものにあつては様式第3号により通知するものとする。

(3) 継続事業の証明

ア 利子軽減対象事業を施行しようとする者であつて、継続事業の第2年度以降の施行分につき借入れを受けようとする者は、選定事業にあつては都道府県知事に、認定事業にあつては、地方農政局長（都道府県知事を経由）に事業計画概要書（様式第5号）を添付して証明の申請を様式第6号により行うものとする。

イ 都道府県知事又は地方農政局長は、アの申請を受理したときは、事業費の1割を超える増減（物価変動によるものを除く。）及びその他事業計画の重要な部分の変更（以下「重要な部分の変更」という。）のある場合を除き、継続事業である旨の証明を行うものとする。

ウ 地方農政局長は、イの証明を行ったときは、その旨を都道府県知事に様式第7号により通知するものとする。

エ 都道府県知事は、イの証明を行ったとき及びウにより地方農政局長から証明の通知を受けたときは、これを申請者及び公庫総裁に、申請者に対するものにあつては様式第7号により、公庫総裁に対するものにあつては様式第8号により通知するものとする。

3 非補助一般土地改良事業及び非補助災害復旧事業の取扱い

(1) 借入申込書等の提出

非補助一般土地改良事業又は非補助災害復旧事業を施行しようとする者は、公庫が定める借入申込書を公庫総裁に提出するとともに、1の(1)により事業計画書等を都道府県知事に提出するときに借入申込書（写）を添付するものとする。

(2) 貸付対象事業調書等の作成

都道府県知事は、(1)の関係書類を受理したときは、1の(2)による審査の上、当該事業の適否を判定し審査表を作成するとともに、平成20年10月1日農林(営)1「調査委嘱規則(農林)」による貸付対象事業調書を作成し、公庫総裁に提出するものとする。

(3) 地方農政局長への協議

ア 都道府県知事は、非補助一般土地改良事業のうち総事業費が1億円以上のものにあつては、借入申込書(写)及び事業計画書等に審査表を添付し、地方農政局長に協議するものとする。

イ 地方農政局長は、アの協議を受けたときは、審査の上当該事業の適否を判定し、所要の事項を記入した審査表を添付して都道府県知事に通知するものとする。

ウ 都道府県知事は、イの通知を受けたときは、貸付対象事業調書を公庫総裁に提出するものとする。

4 事業計画の変更がある場合の処理

非補助土地改良事業を施行する者は、当該事業につき「重要な部分の変更」を行う場合には、あらためて1及び2又は1及び3の規定による手続きを準用するものとする。

この場合には、変更後の事業計画書等に変更の理由及び変更前の事業について選定又は認定等を受けた年月日番号を記載した書類並びに主要変更事項対照表を添付するものとする。

5 申請書類の返戻

都道府県知事又は地方農政局長は、選定又は認定事業の審査を行った場合には、別紙審査基準において総合判定が(否)に判定されたものについては、理由を付して関係書類を申請者(地方農政局長の場合は都道府県知事を經由)に返戻するものとする。

6 その他

土地改良法によらない非補助土地改良事業にあつては、1から5までの規定に準じて取扱うものとする。この場合において、1の(1)の土地改良事業計画書の様式は様式第10号(農業集落排水事業にあつては、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知)別紙4-2取扱い2の別記様式第2号)とし、2の(1)のアの選定申請書及び2の(2)のアの認定申請書の様式は様式第9号とし、2の(1)のイの公庫総裁に対する通知は様式第11号により行うものとする。

第5 実績報告

1 都道府県知事は、毎年度末現在における当該年度の非補助土地改良融資事業実績を様式第12号、第13号及び第14号により各2部とりまとめ、翌年度の5月15日までに地方農政局長に報告するものとする。

2 地方農政局長は、1の報告により様式第13号及び第14号についてこれを集計の上、1の報告書(各1部)を添付して5月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

第6 地方農政局における事務の主管について

地方農政局長の認定事務は、農村振興部を主管とする。

別紙

非補助土地改良事業（耕地）計画審査基準

1 審査の趣旨

この審査は、農業生産性の向上、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資する目的で行う非補助土地改良事業についてその計画の必要性及び技術的経済的可能性等の判定を行うものとする。

2 審査の方法

- (1) 審査の判定は、3の審査基準に示す各項目別に判定するものとし、各項目別判定区分は、a、bの2級とする。
- (2) 審査結果の総合判定は、項目別の判定がすべてaの場合は(適)とし、その他の場合には(否)とする。
- (3) (1)及び(2)の判定区分により、判定結果を、別紙審査表に各々記入するものとする。
- (4) 審査の判定を行うため必要のある場合には、別途書類の提出を求め、又は現地調査をするものとする。

3 審査基準

(1) 計画の必要性

土地改良事業の施行に係る地域の土じょう、水利その他の自然的、社会的及び経済的環境上農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資するため、その事業を必要とするか否かについての理由等について審査し、次の区分により判定するものとする。この場合において、都市近郊における事業については、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による市街化区域の設定の状況、宅地、工業用地等への転用の可能性及び農道事業にあつては、一般交通の比重等を考慮するものとする。

必要性のあるもの	a
必要性に疑いのあるもの又は必要性が認められないもの	b

(2) 法的手続

事業主体(事業主体と借入主体とが異なるときは、当該借入主体を含む。)の法的手続関係の進捗状況及び適否等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

適法に行われているもの	a
同意徴集未完了のもの又は法手続が不適法若しくはその疑いのあるもの	b

(3) 土地改良事業の遂行のための基礎的な要件

ア 財政的能力

土地改良事業を的確に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあるかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの	a
疑いのあるもの又は不適當であるもの	b

イ 技術的能力

土地改良事業の性質及び規模からみて必要と認められる技術者を確保する見込みがあるかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの	a
疑いのあるもの又は不適當であるもの	b

ウ 団体的能力

業務の執行及び会計の経理が適正に行われる見込みがあるかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの	a
疑いのあるもの又は不適當であるもの	b

(4) 技術的事項

ア 計画の可能性

事業の技術的条件を考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 可能であるもの a
- 疑いのあるもの又は不可能であるもの b

イ 計画の妥当性

a 設計の妥当性

設計の過大過少の有無、利用公式、換地計画の基本的事項及び年次別施行計画等の適否を考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
- 疑いのあるもの又は不適当であるもの b

b 事業費の妥当性

事業費積算の歩掛、主要資材、機械器具の単価、労力費、資材取得見込、自家労力取得見積及び換地関係費の積算の適否並びに 10 アール当り事業費等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
- 疑いのあるもの又は不適当であるもの b

c 事業施行方法の妥当性

事業が直営又は請負のいずれか、あるいは施工程が適切であるか等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

- 適当であるもの a
- 疑いのあるもの又は不適当であるもの b

(5) 経済的事項(維持管理事業、農業集落排水事業及び災害復旧事業を除く。)

経済効果の妥当性

(経済効果の測定は次式により算出するものとする。)

$$\frac{(1 - P) K \cdot d n}{A} = W$$

W : 償還振向率

P : 償還を必要としない事業費率(総事業費から借入金(公庫、農協等の借入金)を控除した額の総事業費に対する割合)

K : 総事業費

d n : 年賦率 ($\frac{i (1 + i)^m}{(1 + i)^m - 1}$)

i : 利子率

m : 償還年数(据置期間を含まない。)

A : 年間増加所得(年間作物所得増加額 - 年間作物所得減少額 + 年間平均施設維持管理費節減額 + 年間平均営農労力節減額)

上式において算出の結果

- Wが1以下のもの a
- Wが1を超えるもの b

なお、算定に当たっては、経済効果の測定資料となる年間作物所得増加額又は減少額、年間平均営農労力節減額の基礎資料等を十分検討すること。

(6) 財政投融资の資金に関する事項(財政投融资の資金とは株式会社日本政策金融公庫資金を指す。)

ア 所要借入金の妥当性

借入限度の適否、旧債肩替りの有無及び金額、並びに過年度事業の不足資金の有無及び

金額（計画変更を除く。）等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

イ 經濟効果の効用年数と償還期限の妥當性

經濟効果の効用年数及び償還期限等を考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

ウ 据置期間の妥當性

經濟効果の発生等と据置期間を考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

(7) 環境への配慮

土地改良事業の実施に当たって環境との調和に配慮しているかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

(8) 他種事業との関連性

他種事業と競合する場合において國民經濟の發展の見地から当該土地改良事業の施行を相当とするかどうかを考慮し、次の区分により判定するものとする。

適当であるもの a

疑いのあるもの又は不適當であるもの b

(審査基準別紙)

審査表

				新	規	計	画	変	更
1	所在地	2	事業主体	級 位 の 判 定					
3	借入主体	4	事業の名称 及び種類	県	地方農政局	農村振興局			
5	計画の必要性	非補助土地改良事業(耕地)計画審査基準 (以下「審査基準」という。) 3の(1)により判定する。							
6	法手続	人 a 同意状況 $\frac{\quad}{\quad} \times 100\%$ 人 b 認可申請 年 月 日 c 適否決定通知 年 月 日 d 認可 年 月 日 第 号							
	(事業遂行のための基礎的な要件)	審査基準の3の(3)のアにより判定する。							
7	財政的能力								
8	技術的能力	審査基準の3の(3)のイにより判定する。							
9	団体的能力	審査基準の3の(3)のウにより判定する。							
	(技術的事項)	審査基準の3の(4)のアにより判定する。							
10	計画の可能性								
11	計画の妥当性	審査基準の3の(4)のイのaにより判定する。							
④	設計の妥当性	(過大, 過小の有無, 利用公式等の適否, 換地計画の基本的事項及び年次別施行計画の適否)							
⑤	事業費の妥当性	審査基準の3の(4)のイのbにより判定する。 (歩掛, 主要資材, 機械器具の単価の適否, 労力費の適否, 資材取得見込の適否, 自家労力取得見積り, 換地関係費の積算の適否, 10 アール当たり事業費の適否)							
⑥	事業施行方法の妥当性	審査基準の3の(4)のイのcにより判定する。 (直営, 請負の別, 施工工程の適否)							
	(経済的事項)	審査基準の3の(5)により判定する。							
12	経済効果の妥当性								
	(財政投融资の資金に関する事項)	審査基準の3の(6)のアにより判定する。							
13	所要借入金限度の妥当性								
14	経済効果の効用年数と償還期限の妥当性	審査基準の3の(6)のイにより判定する。							
15	経済効果の発生と据置期間の妥当性	審査基準の3の(6)のウにより判定する。							
16	環境への配慮の妥当性	審査基準の3の(7)により判定する。							
	(他種事業に関する事項)	審査基準の3の(8)により判定する。							
17	他種事業と競合する場合の関連性								
都道府県の総合判定及び意見		審査	年 月 日						
所管地方農政局の総合判定及び意見		審査	年 月 日						
農村振興局の総合判定及び意見		審査	年 月 日						

(注) 土地改良法によらない非補助土地改良事業にあつては、6の法手続の欄はaのみ記入する。

様式目次

(様式第1号) 利子軽減対象事業選定(認定)申請書

〔 知事
申請人→ 地方農政(農村振興)局長 〕

(様式第2号) 利子軽減対象事業選定(認定)通知書

〔 知事
地方農政(農村振興)局長 →申請人 〕

(様式第3号) 同上(知事→公庫)

(様式第4号) 関連事業概要書

(様式第5号) 事業計画概要書

(様式第6号) 利子軽減対象事業の継続証明申請書

〔 知事
申請人→ 地方農政(農村振興)局長 〕

(様式第7号) 利子軽減対象事業の継続証明書

〔 知事
地方農政(農村振興)局長 →申請人 〕

(様式第8号) 同上(知事→公庫)

(様式第9号) 利子軽減対象事業選定(認定)申請書
(土地改良法によらない場合)

〔 知事
申請人→ 地方農政(農村振興)局長 〕

(様式第10号) 事業計画書の様式(土地改良法によらない場合)

(様式第11号) 利子軽減対象事業選定(認定)通知書
(土地改良法によらない場合) (知事→公庫)

(様式第12号) 非補助土地改良融資事業実績地区別一覧

(様式第13号) 非補助土地改良事業資金による水田、畑造成事業実績表

(様式第14号) 非補助土地改良事業実績総括表

〔様式第1号〕 利子軽減対象事業選定（認定）申請書の様式

利子軽減対象事業選定（認定）申請書

当（土地改良区）は、非補助土地改良事業として農林漁業資金を借入のうえ、別紙の事業を施行する予定であります。この事業は非補助土地改良事業助成措置要綱による利子軽減の対象となる事業に該当すると思われまますので、これを選定（認定）下さるよう土地改良事業計画書等を添えて申請します。

年 月 日

都府 郡 町 大字 字 番地
道県 市 区 村

〇〇土地改良区理事長 何 某
または〇〇農業協同組合長理事 何 某
若しくは何某外 ○ ○ 人

都道府県知事
〔地方農政局長〕 殿
〔農村振興局長〕

(別紙)

1 一般事項

事主	名称				借主	名称			
業体	所在地				入体	所在地			
地区名					事業種類				
償還期限	(据置期間を含む)				据置期間				
法手続の進捗状況	(a) 同意状況〇〇人/〇〇人×100=〇〇% (b) 認可申請 年 月 日 (c) 適否決定の通知 年 月 日 (d) 認可 年 月 日 第 号								
受益面積	水田	畑	その他	計	経費負担農家戸数	戸			
	ha	ha	ha	ha	地帯区分	離島 傾斜度 度			
関係市町村名					計	市町村			

2 事業費及び事業量

区分		年度別		年度	年度	年度	年度	計
				円	円	円	円	円
事業費 調達内容	補助金	都道府県						
		その他						
	借入金	公庫						
		その他						
	自己資金							
事業量								
着工年月日	年月日	竣工(予定)	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	

(注)

- 1 事業種別欄には、事務処理要領の第2の貸付対象事業の区分(区分が細区分されている場合は細区分による。)ごとに記入する(以下様式第2号、第3号、第4号、第5号、第8号、第10号、第11号、第12号において同じ。)
- 2 受益面積の欄には農業集落排水事業を除き ha 単位で小数点以下第1位まで記入する(小数点以下第2位を四捨五入する。以下様式第2号、第4号、第5号、第12号、第13号、第14号において同じ。)
- 3 地帯区分欄には、農道事業又は客土事業であって離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により指定された地域においては「離島」の欄に○印を、農道事業であって、土地の傾斜度が15度以上である地域においては傾斜度を記入する。
- 4 借入金の「その他」欄には、公庫以外の長期借入金(公庫借入金の据置期間以降においてその元利償還金と重複して償還が行われる借入金)を記載し、「計」欄には、上段()書で年間償還額を記入する(以下様式第3号、第5号、第8号において同じ。)
- 5 自己資金の欄には、自己の手持金(公庫借入金の据置期間内に償還する公庫以外からの借入金を含む)を記入する(以下様式第3号、第5号、第8号において同じ。)
- 6 事業費及び借入金(公庫)の欄には、換地関係費がある場合には、上段()書で内数として記入する(以下様式第3号、第5号、第8号において同じ。)
- 7 事業量の欄には、受益面積(農道事業、索道事業にあつては延長も併記する。なお、農業集落排水事業にあつては受益戸数を記入する。)を記入し、数年度にわたる事業にあつては、ほ場整備、客土、又は農地造成の場合であつて年度ごとの実施面積が明確な場合は実施面積を記入し、その他の場合は全事業費を各年度の事業費の割合で按分して記入する(以下様式第3号、第5号、第8号において同じ。)
- 8 同一の事業計画のうちに利子軽減対象事業とその他事業とが含まれるときは、その他事業の概要及び資金計画を注記する。
- 9 その他必要と認められる事項を注記する。

[様式第2号] 利子軽減対象事業選定（認定）通知書の様式

番 号
年 月 日

都 府 郡 町
道 県 市 区 村
大字 字 番地

〇〇土地改良区理事長
又は〇〇農業協同組合長理事
若しくは何某外 〇〇人 } 殿
(都道府県知事)

都 道 府 県 知 事
〔 地方農政局長 〕
〔 農村振興局長 〕

利子軽減対象事業選定（認定）通知書

このことについて下記のとおり選定（認定）した（された）から通知する。

記

地区名	事業種類	受益面積	総事業費	借入金	申請年月日
		ha	円	円	
～	～	～	～	～	～
～	～	～	～	～	～

(注) 農道事業又は索道事業については、受益面積の欄に延長（m単位でm未満は4捨5入）を併記する（以下様式第14号において同じ。）。

〔様式第3号〕 利子軽減対象事業選定（認定）通知書の様式

番 号
年 月 日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 殿
(支店農林水産事業統轄)

都 道 府 県 知 事

利子軽減対象事業選定（認定）通知書

このたび下記のとおり選定（認定）した（された）から通知する。

記

1 一般事業

(イ) 事業種類及び主体

地 区 名		事業種類	
事業主体	名称又は氏名 住所		
借入主体	名称又は氏名 住 所		

(ロ) 事業主体の合法性

設立許可の際の土地改良事業計画には含まれて					事業同意 状
<div style="display: flex; align-items: center;"> { <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> いる。 いない。 </div> </div>					
事業主体	新たに事業を行う場合	計画を変更する場合			
県	第87条第5項の公告 年月日	第88条第6項及び第10項で準用される第87条第5項の公告 年月日			有資格者数 名
土地改良区	第48条第1項の認可 年月日 (第号)	第48条第1項の認可 年月日 (第号)			同意者数 名
土地改良区連合	第84条で準用される第48条第1項の認可 年月日 (第号)	第84条で準用される第48条第1項の認可 年月日 (第号)			
農業協同組合等	第95条第1項の認可 年月日 (第号)	第95条の2第1項の認可 年月日 (第号)			同意率 %
市町村	第96条の2第7項で準用される第87条第5項の公告 年月日	第96条の3第5項で準用される第87条第5項の公告 年月日			

(注) 該当欄に年月日（及び認可番号）等を記入する。

(ハ) 事業費及び事業量

区 分		年度別	年度	年度	年度	計
			円	円	円	円
事 業 費						
事業費調達内容	補助金	都 道 府 県 費				
		そ の 他				
	借入金	公 庫				
		そ の 他				
	自 己 資 金					
事 業 量						
着工年月日	年月日	竣工(予定)年月日		年月日		

(ニ) 受益地と市街化地区との関連

受益地に含まれる市街化地区（予定を含む。）の面積
有（ ha） 無

2 選定（認定）年月日

年 月 日

（注）様式第2号の申請者あての選定（認定）通知書に記載した通知年月日と一致すること。

3 選定協議年月日

年 月 日

[様式第4号] 関連事業概要書の様式

関 連 事 業 概 要 書

地区名				事業種類		
受益面積	水 田	畑	その他	計	関係農家 戸 数	戸
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)		
関係市町村名	計 市町村					
計画の概要						
主要工事名	規 模 及 び 構 造					
事業費負担金内訳	総事業費	国庫補助金	都道府県費	地元負担金	その他	
	円	円	円	円	円	
着工年月日	年 月 日					
竣工(予定)年月日	年 月 日					

当該事業が上記都道府県営事業に直接関連する理由

(注) 関連事業概要書には、当該関連事業の計画平面図または出来型平面図を添付すること。

[様式第5号] 事業計画概要書の様式

事業計画概要書

事業主体	名称				借入主体	名称			
	所在地					所在地			
地区名					事業種類				
受益面積		水田	畑	その他	計	経費負担農家戸数		戸	
		(ha)	(ha)	(ha)	(ha)				
関係市町村名		計 市町村							
計画の概要									
主要工事名	規模	事業費	総事業費に対する各主要工事の割合(a)			年 度			
						年度	年度	年度	
			100%			%	%	%	

区 分		年度別			計
		年度	年度	年度	
事業費		円	円	円	円
事業費調達内容	補助金	都道府県費			
		その他			
	借入金	公 庫			
		その他			
	自己資金				
事業量					
着工年月日		年 月 日	竣工(予定)年月日		年 月 日

- (注) 1. 当該事業の計画平面図を添付すること。
 2. 年度欄には(a)を100として各年度の事業費の比を記入すること。

〔様式第6号〕 利子軽減対象事業の継続証明申請書の様式

利子軽減対象事業の継続証明申請書

年 月 日付け第 号により選定（認定）された利子軽減対象事業のうち 年度施行にかかると事業について農林漁業資金の借入申込をしたいので、当該借入にかかると事業が利子軽減対象事業の継続事業であることの証明を願いたく事業計画概要書を添付して申請いたします。

年 月 日

都府 郡 町
道県 市 区 村 大字 字 番地

〇〇土地改良区理事長 何 某
または〇〇農業協同組合長理事 何 某
若しくは何某外 ○ ○ 人

都道府県知事
地方農政局長
農村振興局長 } 殿

〔様式第7号〕 利子軽減対象事業の継続証明書の様式

番 号
年 月 日

都府 郡 町
道県 市 区 村 大字 字 番地

〇〇土地改良区理事長
又は〇〇農業協同組合長理事
若しくは何某外 〇〇人
(都道府県知事)

} 殿

都 道 府 県 知 事
〔 地方農政局長 〕
〔 農村振興局長 〕

利子軽減対象事業の継続証明について（通知）

年 月 日付けをもって申請のあった 年度分施行にかかる事業については、年 月 日
付け第 号をもって選定（認定）した（された）利子軽減対象事業の継続事業であることを証明
する。

[様式第8号] 利子軽減対象事業の継続証明書の様式

番 号
年 月 日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 殿

都 道 府 県 知 事

利子軽減対象事業の継続証明について（通知）

このことについては、下記のとおり利子軽減対象事業であることを証明した（された）から通知する。

記

地 区 名		事 業 種 類	
事業主体	名称又は氏名		
	住 所		
借入主体	名称又は氏名		
	住 所		
選定（認定）年月日及び番号			

事業費及び事業量

区 分		年度別	年度	年度	年度	計
事業費調達内容	補助金	都 道 府 県 費				
		そ の 他				
	借入金	公 庫				
		そ の 他				
	自 己 資 金					
事 業 量						
着工年月日		年 月 日	竣工(予定)年月日		年 月 日	

〔様式第9号〕 利子軽減対象事業選定（認定）申請書の様式
（土地改良法によらない場合）

利子軽減対象事業選定（認定）申請書

別紙事業計画書に基づき、土地改良法によらない非補助土地改良事業として、農林漁業資金を借入れの上、事業を実施したいので、非補助土地改良事業助成措置要綱による利子軽減の対象事業として選定（認定）下さるよう申請します。

年 月 日

都府 郡 町
道 県 市 区 村 大字 字 番地

〇〇農業協同組合長理事 何 某
又は何某外 〇 〇 人

都道府県知事
〔地方農政局長〕 } 殿
〔農村振興局長〕

（注）事業計画書（様式第10号）を別紙として添付すること。

[様式第10号] 事業計画書の様式（土地改良法によらない場合）

年度 非補助土地改良事業計画書

1 一般事項

事業主体	名称		借入主体	名称	
	所在地			所在地	
地区名					事業種類
償還期限		年（うち据置期間 年）			
					2
					3

2 地区概要

① 目的											
② 地域								③ 地帯区分	離島	傾斜度	度
④ 地積	事業種類	現況地目		田	畑	小計	その他	合計	⑤ 地土 形壤		
		現況	ha	ha	ha	ha	ha				
		計画									
⑥ 用水状況								⑦ 用の状不況足			
⑧ 排水状況								⑨ 排水の状不況良			
⑩ 道路線状況											
⑪ 営農状況	1 戸当たり平均経営耕地面積				平均的農家粗収入(年間戸当たり)			現況主要農産物の品目		事業施行後の主要作目名	
	田	普通畑	その他	計	農家粗収入	農外粗収入	計				
	ha	ha	ha	ha	千円	千円	千円				
⑫ 協議	市町村	年 月 日			⑭ 受益地に含まれる農業振興地域の農用地区域外面積					⑮ その他特記事項	
	土地改良区	年 月 日									
⑬ 同意	関係権利者の同意状況	1 事業	名	100%	農振白地地域面積			ha			
		2 事業	名	100%				市街地区域(予定を含む)		ha	
		3 事業	名	100%							

3 工事計画

① 用水路	項目	支配面積	最 大 量	延 長					構 造	コ ウ 配	主 要 物	備 考								
	水路名	ha	m ³ /s	全延長	コンクリート	ブロック	土水路	その他												
② 排水路	項目	最大排水量	延 長					構 造	コ ウ 配	主 要 物	備 考									
	水路名	m ³ /s	全延長	開水路	その他															
③ 道路及び索道	道 路	項目	種 別	幅 × 延 長	構 造	付帯構造物	最 急 勾 配	同 左 の 延 長	最 小 曲 線 半 径	備 考	④ 畦畔整備	項目区分	高 さ	底 巾	天 巾	長 さ	施 行 長	備 考		
		路線名				名 称	構 造	数	m	m			mm	mm	mm	mm	m			
	道 路 主 要 構 造 物	項目	名 称	規 模 構 造	延 長	個 所 数	備 考	⑤ 暗キョ排水	項目	面 積	集 水 キョ			吸 水 キョ			集 水 キョ 出 口 以 下 の 排 水 施 設	備 考		
		路線名			m				区分	ha	コウ配	管 種	管 径	延 長	コウ配	管 種	深 さ	間 隔	延 長	
索 道	項目	名 称	延 長	高 低 差	能 力	原 動 機	備 考	⑥ 客 土	項目	面 積	客 入 土 量	土 捨 場 土 量	運 搬 距 離	運 搬 方 法	備 考					
	名称	m	m	t/hr	型 式	動 力	kw		区分	ha	m ³	m ³	km							
⑦ 農地造成	抜 根	項目	樹 種	樹 径	10a 当 本 数	面 積	工 法	備 考	⑧ 模 式 図 ・ 標 準 断 面 図											
		区分				ha														
	除 レ キ	項目	対 象 土 層 の 厚 さ	10a 当 標 準 除 け 量	面 積	工 法	備 考													
		区分	cm	m	ha															
開 墾 作 業	項目	面 積	工 法	標 準 区 画 の 形 状	備 考															
	区分	10a																		
土 壌 改 良	項目	面 積	石 灰 量	リ ン 酸 質 費 材 料	備 考	⑨ 工 事 着 工 及 び 完 了 予 定 年 月 日														
	区分	ha	kg	kg																
⑩ の 関 連 他 事 業 と											⑩ 土 地 改 良 施 設 の 維 持 管 理 方 法									
											年 月 日 着 工 年 月 日 完 了									

⑫ 資 金 計 画					⑬ 経費負担農家数		
区分	事業名	事業	事業	事業	計	事業	戸
事業費		千円	千円	千円	千円	事業	戸
補助金	都道府県費					事業	戸
	その他					計	戸
	計						
借入金	公庫					⑭ 10a(m)当たり事業費	
	その他					事業	千円
	計					事業	千円
自己資金						事業	千円
⑮ 事業費事業量内訳表				⑯ 事業の効果			
費目	事業量	事業費	備考	区分	年間所得増加額	備考	
工事費				作物	千円		
整地工				営農労力	千円		
用水路工				維持管理費	千円		
排水路工				その他	千円		
暗キヨ工				計	千円		
道路工							
・							
・							
・							
・							
～	～	～	～	～	～	～	
～	～	～	～	～	～	～	
用地買収補償費							
全体実施設計費							
計							
工事雑費							
合計							

[様式第 11 号] 利子軽減対象事業選定（認定）通知書の様式
（土地改良法によらない場合）

番 号
年 月 日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 殿
（支店農林水産事業統轄）

都 道 府 県 知 事

利子軽減対象事業選定（認定）通知書

このたび下記のとおり選定（認定）した（された）から通知する。

記

地区名	事業種類	事業主体名	借入主体名	事業費	借入額	選定(協議) 年 月 日	認定年月日
～	～	～	～	～	～	～	～
～	～	～	～	～	～	～	～

（注）選定又は認定年月日は様式第 2 号の申請者あての選定（認定）通知書に記載した年月日と一致すること。

〔様式第13号〕 非補助土地改良事業資金による水田、畑造成事業実績表の様式

年度における非補助土地改良事業資金による水田、畑造成事業実績表

県（農政局）
（単位：面積ha、金額千円）

利率	区分	水田造成事業									畑造成事業									備考			
		単独水田造成事業			その他の水田造成事業			合計			普通畑			果樹園			その他の畑				合計		
		受益面積	事業費	資金額	受益面積	事業費	資金額	受益面積	事業費	資金額	受益面積	事業費	資金額	受益面積	事業費	資金額	受益面積	事業費	資金額		受益面積	事業費	資金額
利子軽減	未墾地 → 畑(田)																						
	畑 → 田																						
	田 → 畑																						
	計																						
減非補助	上記のうち用地取得																						
	未墾地 → 畑(田)																						
	畑 → 田																						
	田 → 畑																						
一般	埋立て・干拓																						
	計																						
	上記のうち用地取得																						
	合計	未墾地 → 畑(田)																					
畑 → 田																							
田 → 畑																							
埋立て・干拓																							
計	計																						
	上記のうち用地取得																						

- (注) 1 その他の水田造成事業とは、国の負担又は補助の対象となった事業に関して行われる事業（例えば、国、県、団体営土地改良事業又は開拓事業等の計画の末端事業として施行された水田造成事業）をいう。
 2 単独水田造成事業とは上記以外のものであって単独事業として非補助資金で施行された事業をいう。
 3 その他の畑については、その内訳を備考欄に記載すること。
 4 用地取得欄には非補助土地改良事業の一環として取得した用地についてその面積を「受益面積」欄に、取得額を「事業費」欄に、用地取得融資額を「資金額」欄にそれぞれ記載すること。

	農地造成									
	開田									
	樹園地									
	一般									
	優良牧草の導入									
	防災									
	農地保全									
	農業集落排水									
	計									
合計	かんがい排水									
	一般									
	畑地かんがい									
	維持管理									
	かんがい排水									
	その他									
	ほ場整備									
	暗渠排水									
	客土									
	農道									
	一般									
	舗装									
	索道									
	農地造成									
	開田									
	樹園地									
	一般									
	優良牧草の導入									
	防災									
	農地保全									
農業集落排水										
計										

(注)ほ場整備事業のうち夏期施行については、地区数及び受益面積の欄に（内数）で記載すること。

農業集落排水にあつては、受益面積欄は受益戸数を記載すること。

